平成10年(行ケ)第298号 実用新案権取消決定取消請求事件 平成14年2月5日口頭弁論終結

ミツミ電機株式会社 訴訟代理人弁理士 伊 忠 東 彦 忠 男造 湯 同 特許庁長官 被 及 Ш 耕 **天雄** 指定代理人 Ш 名 幹 林 信 小 同 大 橋 良 同

特許庁が平成9年異議第71896号事件について平成10年7月24日 にした取消決定を取り消す。

訴訟費用は被告の負担とする。

事実及び理由

- 第1 当事者の求めた裁判
 - 1 原告

主文と同旨

2 被告

原告の請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

- 第2 当事者間に争いのない事実
 - 1 特許庁における手続の経緯

原告は、考案の名称を「バッテリによる給電回路」とする実用新案登録第2514540号(平成4年1月30日出願。平成8年8月2日登録。以下「本件登録実用新案」といい、本件登録実用新案に係る考案そのものを「本件考案」という。)の実用新案権者である。

本件登録実用新案についてAが実用新案登録異議の申立てをし、特許庁は、この申立てを平成9年異議第71896号事件として審理した。原告は、この審理の過程で、平成9年10月31日に実用新案登録請求の範囲の記載の訂正を請求した(以下「本件訂正」という。)。特許庁は、上記事件について、平成10年7月24日に、本件訂正は認められないとした上で、「実用新案登録第2514540号の実用新案登録を取り消す。」との決定をし、同年8月24日にその謄本を原告に送達した。

2 決定の理由の要点

別紙決定書の理由の写し記載のとおりである。要するに、本件訂正請求は、 認められない、本件考案は、特開昭59-146324号公報(以下「刊行物1」 という。)に記載された考案(以下「引用考案」という。)に基づいて当業者がき わめて容易に考案をすることができた、というものである。

- 3 本件登録実用新案に係る登録請求の範囲
 - (1) 登録時の実用新案登録請求の範囲

「記録及び/又は再生装置が作動状態のときに動作する第1の回路と、該記録及び/又は再生装置が待機状態のときと上記作動状態のいずれの場合も動作する第2の回路とに夫々電源電圧を供給するバッテリと、___

該バッテリからの電源電圧を供給又は遮断する電源スイッチと、

該電源スイッチのオンにより該バッテリからの電源電圧が前記第2の回路と 共に印加されるスイッチ回路と

前記記録及び/又は再生装置が作動指令を受けたときのみ該スイッチ回路を通して該バッテリからの電源電圧を前記第1の回路に印加するように該スイッチ回路をスイッチング制御する制御回路と

よりなることを特徴とするバッテリによる給電回路。

(2) 本件訂正請求に係る実用新案登録請求の範囲(下線部が訂正請求に係る個所である。これにより特定される考案を、以下「訂正考案」という。)

「<u>少なくともディスクのモータ駆動回路及びモータ駆動回路を制御するサーボ回路を有し、かつ、ディスク</u>記録及び/又は再生装置が作動状態のときに動作する第1の回路と、該<u>ディスク</u>記録及び/又は再生装置が待機状態のときと上記作動状態のいずれの場合も動作する第2の回路とに夫々電源電圧を供給するバッテリ

該バッテリからの電源電圧を供給又は遮断する電源スイッチと、

該電源スイッチのオンにより該バッテリからの電源電圧が前記第2の回路と共に印加されるスイッチ回路と,

前記ディスク記録及び/又は再生装置が作動指令を受けたときのみ該スイッチ回路を通して該バッテリからの電源電圧を前記第1の回路に印加するように該スイッチ回路をスイッチング制御する制御回路と...

該制御回路に対する該作動指令を入力するキー入力回路とを有し、

前記第1の回路及び前記第2の回路によりディスク記録及び/又は再生が行われ、かつ、前記制御回路の制御によりディスク記録及び/又は再生が制御されることを特徴とするディスク記録及び/又は再生装置のバッテリによる給電回路。」(以下「訂正考案」という。)

第3 原告主張の決定取消事由の要点

決定の理由のうち、(1)手続の経緯(2頁2行~9行)は認め、その余は争う。

決定は、訂正の適否についての判断を誤った結果、考案の認定を誤り(取消事由 1)、仮に訂正の適否についての判断に誤りがないとしても、引用考案の認定を誤った結果、本件考案と引用考案との一致点の認定を誤り(取消事由 2)、本件考案と引用考案との相違点を看過した(取消事由 3)ものであり、これらの誤りがそれぞれ結論に影響を及ぼすことは明らかであるから、違法なものとして、取り消されるべきである。

1 取消事由1(訂正の適否についての判断の誤り)

(1) 本件訂正請求は、実用新案登録請求の範囲の減縮を目的として、「記録及び/又は再生装置」を「ディスク記録及び/又は再生装置」とする訂正を含むものである。

決定は、「「記録及び/又は再生装置」には「ディスク記録及び/又は再生装置」に限らず、テープ記録及び/又は再生装置等も含まれる。また、登録査定時の明細書には「記録及び/又は再生装置」の一例として「CDーROM再生装置」が記載されているが、「CDーROM再生装置」は記録機能を有しないから、「ディスク記録及び/又は再生装置」は「CDーROM再生装置」の上位概念ではディスク再生装置にない。さらに、「CDーROM再生装置」の上位概念としてはディスク再生装置に限らず、光ディスク再生装置等の上位概念が存在し、登録査定時の明細書の「記録及び/又は再生装置」を直接的かつ一義的に導き出すことはきない。」(2頁15行~3頁10行)とした上、上記訂正は認められないとした。しかし、この認定判断は、誤りである。

(2) 本件考案は、本件明細書の考案の名称及び産業上の利用分野の記載からも明らかなように、「記録及び/又は再生装置のバッテリによる給電回路」に係る考案であり、同じく、考案が解決しようとする課題及び考案の効果の記載からも明らかなように、モータ駆動回路等の待機時の電力消費を低減することをその技術内容とするものであり、このような技術は、記録装置にも、再生装置にも、又は記録・再生装置にも全く同じように適用が可能であることは自明である。したがって、本件考案のような場合は、再生装置の実施例は、単に、再生装置の実施例であるにと

どまらず、同時に、記録装置の実施例にも、記録・再生装置の実施例にもなり得るものである。

本件出願時において、CD-WO、CD-MO等により、コンパクトディスクタイプの光ディスク記録及び/又は再生装置の存在は、周知の事項である3年中島平太郎・小川博司共著「図解コンパクトディスク読本(改訂2版)」昭和63年4月25日第2版第1刷、平成5年12月30日第2版第7刷、株式会社オーム・発行、258頁~260頁(以下「甲第7号証刊行物」という。)には、「9を記録可能なCD」の項目の説明として、「CDと同質の音響ステレオ信号を「記録・再生」できるシステムです。現在、まだ、この種の商品は、一切と同様の進歩のテンポからみれば、近い将来に実現可能と考えられまでは、が、技術の進歩のテンポからみれば、近い将来に実現可能と考えられまでは、は、大術の進歩のテンポからみれば、近い将来に実現可能と考えられまで記録が、大橋の進歩のテンポからみれば、近い将来に実現可能と考えられまで記録が、大橋の進歩のテンポからみれば、近い将来に実現可能と考えられまで記録が、大橋の進歩のテンポからみれば、近い将来に実現可能と考えられまでは、大橋の進歩を表表して、大橋のと記載に、「記録及び/又は再生装置」の実施例と記載してあれば、当

再生装置」が記載されているものと解すべきである。 (3) したがって、決定が、本件訂正を認めなかったのは誤りであり、この誤り が、決定の結論に影響を及ぼすことは明らかである。

然の帰結として、「記録及び/又は再生装置」には、「光ディスク記録及び/又は

2 取消事由2(一致点の認定の誤り)

(1) 一致点の認定の誤り-1

ア 決定は、刊行物1(甲第5号証)に「マイクロコンピュータ装置が作動状態のときに動作する中央演算処理装置5」(決定書4頁20行~5頁1行)が記載されている、との誤った認定をした結果、本件考案と引用考案とは、「装置が作動状態のときに動作する第1の回路」(決定書6頁12行~13行)を有する点で一致する、として、両考案の一致点の認定を誤ったものであり、この誤りが決定の結論に影響を及ぼすことは明らかである。

刊行物1には、マイクロコンピュータ装置の作動状態について、明確な記述はないものの、マイクロコンピュータ装置のメインスイッチ2が手動により投入されたときに、全体のマイクロコンピュータ装置は動作を開始し、スイッチ回路4がメモリ11の出力によりオンされ、大出力電流モードの電源回路3からの電流が、中央演算処理装置5及びリード・オンリ・メモリ6に通電された状態が作動状態であると解される。

刊行物 1 には、「スイッチ回路(4)がオンして第2図(e)のようにCPU(5)やROM(6)へ通電が開始される。しかし、CPU(5)のリセット端子に印加されているNORゲート(14)の出力(d)は論理レベル"O"のままなので、即ち、CPU(5)がリセットされたままなので、CPU(5)は、まだ動作を開始していない。・・・CPU(5)のリセットが解除され、CPU(5)が動作を開始して第3図のフローチャートで示す動作を行う。」(甲第5号

(5) が動作を開始して第3図のプローチャートで示り動作を行う。」(中第5号 証4頁左上欄6行~16行)と記載されており、スイッチ回路4がオンし、マイク ロコンピュータ装置が作動状態になっても、第2図(c)におけるtの期間、CP U5はリセットされており、動作を開始しない。

したがって、決定の、刊行物1に、マイクロコンピュータ「装置が作動状態のときに動作する中央演算処理装置5」が記載されている、との上記認定は、誤りである。

イ 被告は、マイクロコンピュータ装置が作動状態にあるとは、電源電圧が中央演算処理装置 5 とリードオンリメモリ 6 とに供給され、中央演算処理装置 5 とリードオンリメモリ 6 とが何らかの処理を実行できる状態ないし実行している状態にあることである、と主張する。

しかしながら、本件考案における作動状態とは、実用新案登録請求の範囲の、「ディスク記録及び/又は再生装置が作動状態のとき」又は「ディスク記録及び/又は再生装置が作動指令を受けたとき」との記載(甲第2号証1欄)から明らかなように、装置全体が作動している状態のことである。引用考案においては、本件考案におけるスイッチ13に相当するスイッチ回路4がオンしても、直ちに、第1の回路及び第2の回路のすべての回路が動作して、マイクロコンピュータ装置が、本件考案でいう作動状態となるというわけではない。したがって、本件考案と引用考案とでは、作動指令を受けた後に装置全体が動作するまでの期間に、大幅な違いが存在する。

ウ 被告は、刊行物 1の4頁左上欄 6行ないし 1 6行の記載(「スイッチ回路(4)がオンして第2図(e)のようにCPU(5)やROM(6)へ通電が開始される。しかし、CPU(5)のリセット端子に印加されているNORゲート(4)の出力(d)は論理レベル"0"のままなので、即ち、CPU(5)がロントがアントがで、ロットで、ロットが正常で、の出力が一定時間 t 後に論理レベル "1" → "0"に反下で、「0"となるので、(d) = "1"となるので、(b) = "0"で(c) = "0"となるので、(d) = "1"となるのフローチャートで示す処理を開始しているにすず、CPUは、上記期間中も、アントで示す処理を開始しているにすず、CPUは、上記期間中も、アントで示す処理を開始しているにすが正常な動作を引り、このような監視といるで、ロットの処理を開始するようにしたがままれている状態も、動作している状態に当たる旨主張する。

(2) 一致点の認定の誤り-2

ア 決定は、引用考案は、「マイクロコンピュータ装置が作動指令を受けたときのみスイッチ回路4を通して電池1からの電源電圧を中央演算処理装置5およびリードオンリメモリ6に印加するようにスイッチ回路4をスイッチング制御する」(決定書5頁9行~13行)ものである、と認定した。しかし、この認定は誤りであり、決定は、この誤りを犯した結果、本件考案と引用考案とは、「装置が作動指令を受けたときのみスイッチ回路を通してバッテリからの電源電圧を第1の回路に印加するようにスイッチ回路をスイッチング制御する」(決定書6頁19行~7頁2行)ものである点で一致する、として、両考案の一致点の認定を誤った。この誤りが決定の結論に影響を及ぼすことは明らかである。

イ 被告は、引用考案においては、メインスイッチ2をオンすると、割込信号が発生するので、この場合にも、作動指令を受けたときに当たる旨主張する。

しかし、本件考案の第1の回路は、待機状態では、動作しなくてもよい 回路である。そこで、本件考案においては、第1の回路に対して、待機状態では、 電源の供給を行わず、作動指令を受けたときのみ、第1の回路に電源を供給するようにすることによって、特受け時における消費電力の大きい第1の回路の電源消費 を低減し、電源の電力消費を低減している。これに対し、引用考案の上記③の場合 は、メインスイッチ2がオンすると、自動的に、スイッチ回路4がオンし、装置全体に電源を供給し、待機状態で動作する必要のない回路にも電源を供給するもの で、電力消費を低減することにはならない。

取消事由3 (相違点の看過)

相違点の看過-1 (1)

本件考案における制御回路は、第1の回路及び第2の回路とは、別個独 立に設けられている(甲第2号証の図1参照)。これに対し、引用考案において は、制御回路が「中央演算処理装置 5」、「キーボード 8」、「キー入力検知回路 9」、「OR回路 1 0」、「D型フリップフロップ 1 1」及び「アドレスデコーダ 1 2」から構成され、第 1 の回路が、「中央演算処理装置 5」及び「リード・オンリ・メモリ 6」から構成されていて、制御回路の一部である「中央演算処理装置 5」を対象を表している。 5」が、第1の回路と重複している。このため、引用考案における制御回路の中央 演算処理装置は、第1の回路の電源が導通されないと動作しないのに対し、本件考 案の制御回路は、第1の回路又は第2の回路への電源の供給の有無に関係なく、制 御を行うことができる。

決定は,本件考案と引用考案との上記相違点を看過しており,これが決

定の結論に影響を及ぼすことは明らかである。 イ 被告は、引用考案の中央演算処理装置5は、スイッチ回路4のオフの動 作(初期化処理の後、CPUオフ処理を実行し、メモリ11にオフのデータを書き込み、その結果、メモリ11の出力は"0"から"1"へ変化し、スイッチ回路4をオフするように動作する。)を担っており、スイッチ回路のオンの動作は担って いないから、スイッチ回路4のオンに関しては、制御回路と第1の回路とが重複す るものではない、と主張する。

しかしながら、刊行物1には「CPU(5)はN-MOS型のもので、データバス(15)、アドレスバス(16)及びコントロールバス(17)により、メモリや周辺機器とデータの授受を行ってシステム全体を制御する。」(甲第5号証3頁右上欄13行~16行)、「(8)はキーボードで、アドレスバス(1 6) によりスキャンされてその結果はデータバス(15)を介してCPU(5)へ 伝送されて、CPU(5)でキー操作が検出される。」(同頁左下欄4行~7行) との記載があり、これらの記載によれば、中央演算処理装置5は、キーボード8を 含むシステム全体を制御するものであり、キーボード8は、中央演算処理装置5の 制御の下にある。キーボード8は、中央演算処理装置5から出力されるデータバス 15, アドレスバス16及びコントロールバス17により、中央演算処理装置5の制御の下に、キーボードからの信号を出力するものであり、キー入力があると、中 央演算処理装置5の制御の下に、キーボードからの信号が、OR回路10を介し て、メモリ11をセットし、スイッチ回路4をオンとする。このように、中央演算 処理装置5は、スイッチ回路4のオンの動作を担っているから、スイッチ回路4の オンの動作に関しても、制御回路と第1の回路とは重複する。電源の消費を低減する技術においては、電源のオンだけの制御を行い、電源のオフの制御を行わない制 御回路は、考えられないことから、オンオフ機能を有する制御回路として考えるべ きである。

中央演算処理装置5はスイッチ4のオン動作に関係しないとの被告の主 張は失当である。

相違点の看過ー2

本件考案における制御回路は、電源に関する制御並びに第1の回路及び第 2の回路の制御を行う主体であるのに対し、引用考案における制御回路は、制御回路の一部である「中央演算処理装置5」が、制御回路の一部である「キーボード 8」,「キー入力検知回路9」,「OR回路10」,「D型フリップフロップ1 1」によって制御される、被制御対象とされている。

このように、引用考案における制御回路は、自身の制御回路を制御する複 雑な構成であり、そのままでは、他の装置に転用しにくいのに対し、本件考案の制 御回路は、記録及び/又は再生装置の制御と第1の回路及び第2の回路への電源供 給の制御を行うもので、制御回路の構成として単純であり、汎用性、柔軟性を保持 しうる。

決定は、本件考案と引用考案との上記相違点を看過しており、これが決定の結論に影響を及ぼすことは、明らかである。

(3) 相違点の看過-3

本件考案の制御回路は、「中央演算処理装置17」と「キー入力回路18」から構成され、一般的な制御回路で構成することができる(甲第2号証の図2参照)。これに対し、引用考案における制御回路は、「中央演算処理装置5」、「キーボード8」、「キー入力検知回路9」、「OR回路10」、「D型フリップフロップ11」及び「アドレスデコーダ12」を有し、構成要素が多く、特別な制御回路である。

決定は、本件考案と引用考案との上記相違点を看過しており、これが決定 の結論に影響を及ぼすことは、明らかである。

第4 被告の反論

決定の認定判断は、いずれも正当であって、決定を取り消すべき理由はない。

1 取消事由 1 (訂正の適否についての判断の誤り) について

願書に添付した明細書又は図面の訂正は、願書に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならない(平成6年法律第116号附則9条によって準用される特許法120条の4第3項により、さらに準用される特許法126条2項)。

「記録及び/又は再生装置」を「ディスク記録及び/又は再生装置」とする本件訂正は、本件考案の願書に添付した明細書又は図面に記載した事項から直接的かつ一義的に導き出すことができないから、願書に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてなされたものではないというべきである。

本件訂正は認められないとした、決定の判断に誤りはない。

取消事由2 (一致点の認定の誤り) について

(1) 一致点の認定の誤り-1について

ア 引用考案は、スイッチ回路 4 がオンし、中央演算処理装置 5 とリードオンリメモリ6 に電源電圧が供給されると、中央演算処理装置 5 は、初めに初期化処理ができる状態におかれ、所定の時間(t)後に初期化処理を実行し、その後所定の処理、例えばキー入力データの認知等を行うものであって、マイクロコンピュータ装置が作動状態にあるとは、このような、電源電圧が中央演算処理装置 5 とリードオンリメモリ6 とに供給され、何らかの処理を実行できる状態ないし実行している状態にある、ということである。

刊行物1(甲第5号証)に、「マイクロコンピュータ装置が作動状態のとき動作する中央演算処理装置5及びリードオンリメモリ6」が記載されている、とした決定の認定及びこれに基づく一致点の認定に誤りはない。

イ原告は、刊行物1の第2図(c)におけるtの期間、引用発明のCPU 5はリセットされており、動作を開始していないと主張する。しかし、刊行物1の4頁左上欄6行ないし16行の記載(「スイッチ回路(4)がオンして第2図(e)のようにCPU(5)やROM(6)へ通電が開始される。しかし、CPU(5)のリセット端子に印加されているNORゲート(14)の出力(d)は流い。0"のままなので、即ち、CPU(5)がリセットされたままなので、PU(5)は、まだ動作を開始していない。単安定マルチバイブレータ(13)の出力が一定時間t後に論理レベル"1"→"0"に反転すると、(のリセットが日にない。="0"となるので、(d)="1"となり、CPU(5)のリセットが解除され、CPUは、CPUは、第3図のフローチャートで示すを開始しているだけで、この間も、CPUは、刊行物1の第2回ののでを開始しているだけで、この間も、CPUは、第3図のフローチャーを処理を開始しているだけで、この間も、CPUは、第3図のフローチャーを処理を開始しているだけで、この間も、CPUは、コンピュータが正の処理を開始するようにしており、このような監視機能は、コンピュータが正いる性であるとでの基本的機能であるから、CPUは、この間も動作しているといできる。

(2) 一致点の認定の誤り-2について

引用考案においては、キーボード8のいずれかのキーが操作された場合、 キー入力検知回路9出力のほかに周辺機器からの割込み信号19が供給された場合、あるいは、メインスイッチ2をオンし自動的に割り込み信号19が発生した場合のいずれかの場合においてスイッチ回路4がオンし、マイクロコンピュータ装置 は作動状態におかれるものであって、上記いずれの場合も、マイクロコンピュータ を作動する作動指令が印加された場合に当たるということができる。 刊行物1に「マイクロコンピュータ装置が作動指令を受けたときのみスイ

ッチ回路4を通して電池1からの電源電圧を中央演算処理装置5及びリードオンリ メモリ6に印加するようにスイッチ回路4をスイッチング制御する」ことが記載さ れているとした決定の認定及びこれに基づく一致点の認定に誤りはない。

取消事由3(相違点の看過)について

相違点の看過-1について

原告は、本件考案における制御回路は、第1の回路及び第2の回路とは 別個独立に設けられたものである旨主張する。しかし、原告の主張は本件考案の構 成要件に基づかないものであって、失当である。

本件明細書の実用新案登録請求の範囲の記載によれば、本件考案の制御 回路は、記録及び/又は再生装置が作動指令を受けたときのみスイッチ回路を通してバッテリからの電源電圧を第1の回路に印加するようにスイッチ回路をスイッチ ング制御する、というにとどまるものであり、スイッチ回路のオフの制御は、本件 考案の構成要件には含まれていない。引用考案において、CPU5は、初期化処理 等の後、CPUオフ処理を実行し、メモリ11にオフのデータを書き込み、その結果、メモリ11の出力は"O"から"1"へ変化し、スイッチ回路4はオフにな このようにCPU5は、スイッチ回路4のオフ動作のみを担っており、オンの 動作は担っていない。スイッチ回路4のオンについては、制御回路と第1の回路と は重複しない。この点において、本件考案と引用考案との間に実質的な差異はな 決定がこの点を相違点としなかったことに誤りはない。

相違点の看過ー2について

原告は、引用考案の制御回路は、その一部が制御回路によって制御され る複雑な構造であるのに対し、本件考案の制御回路は、記録及び/又は再生装置の 制御と第1の回路及び第2の回路への電源供給の制御を行う主体であり、制御回路 の構成として単純であり、汎用性、柔軟性を保持しうる点において、相違する旨主 張する。しかし、本件考案における制御回路は、構成要件上、記録及び/又は再生 装置が作動指令を受けたときのみスイッチ回路を通してバッテリからの電源電圧を 第1の回路に印加するようにスイッチ回路をスイッチング制御するものであるとされているにすぎず、第1の回路及び第2の回路の制御を行うものとはされていな い。原告の上記主張は、本件考案の構成要件に基づかないものであり、失当であ る。

相違点の看過ー3について

原告は、引用考案の制御回路は、構成要素が多く、特別な制御回路であ るのに対し、本件考案における制御回路は、本件実用新案登録公報(甲第2号証) の図2に示されるように、中央演算処理装置17とキー入力回路18から構成され る一般的な制御回路であり、両者は構成が異なる旨主張する。

しかし、原告の上記主張は、本件考案の構成要件に基づかないものであ り、失当である。

当裁判所の判断 第5

本件考案の概要

甲第2号証によれば、本件考案の概要は次のとおりであると認められる。

技術分野

本件考案は、記録及び/又は再生装置のバッテリによる給電回路に関する ものである。

(2) 考案の課題(目的)

従来の給電回路では、記録及び/又は再生装置が再生等を行う前の待機状 態においてもすべての回路に電源電圧を供給していたため、バッテリの電力消費が このためバッテリの寿命が短いという問題があった。本件考案は、待機状 態でのバッテリの電力消費を低減し、バッテリの寿命を長くすることを課題(目 的) とする。 (3) 課

課題を解決するための手段

本件考案は,上記課題を解決するため,前記実用新案登録請求の範囲記載 の構成を採用した。すなわち,本件考案は,①記録及び/又は再生装置が作動状態 のときのみに動作する「第1の回路」、②記録及び/又は再生装置が待機状態のと きと、作動状態のときの、いずれの場合にも動作する「第2の回路」、③第1の回 路及び第2の回路のそれぞれに電源電圧を供給する「バッテリ」、④バッテリから の電源電圧を供給又は遮断する「電源スイッチ」、⑤電源スイッチのオンによりバッテリからの電源電圧が第2の回路とともに印加される「スイッチ回路」、⑥記録及び/又は再生装置が作動指令を受けたときのみ、スイッチ回路を通してバッテリからの電源電圧を第1の回路に印加するようにスイッチ回路をスイッチング制御する「制御回路」によって構成されている。

(4) 作用効果

本件考案は、記録及び/又は再生装置が作動指令を受けない場合は、制御回路がバッテリからの電源電圧が印加されるスイッチ回路をオフとするため、待機状態で動作する必要のない第1の回路には電源電圧が供給されず、第2の回路にだけ電源電圧が供給されることによって、待機状態でのバッテリの電力消費を低減することができ、バッテリの寿命を伸ばすことができる、との作用効果を奏する。

2 取消事由1(訂正の適否についての判断の誤り)について

(1) 本件訂正の中で、決定が採り上げて検討の対象としたのは、本件考案の実用新案登録請求の範囲の「記録及び/又は再生装置」との記載を、実用新案登録請求の範囲の減縮を目的として、「ディスク記録及び/又は再生装置」とするものである。

本件登録実用新案は、平成4年1月30日に出願され、平成6年法律第116号の附則9条1項により出願公告を経ることなく登録されたものである。本件登録実用新案については、同附則9条2項により、平成6年法律第116号による改正後の特許法第5章の規定(いわゆる付与後異議申立ての規定)が適用されるから、同改正後の特許法120条の4第3項によって準用される同法126条2項により、本件登録実用新案の明細書又は図面の訂正は、願書に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならない。

同項は、願書に添付した明細書にも図面にも記載されていない事項を、 正によって、追加することを禁止するものである(いわゆる新規事項の追加の禁 止)。ある訂正が許されるか否かは、訂正請求に係る事項が願書に添付した明細書又は図面に記載されているとみることができるか否かに配載されているとみることができるか否かは、訂正請求に係る事項と願書に添付した明細書又は図面に記載されて非国を 、訂正請求に係る事項が原書に添付した明細書とは図面に記載されているであるにとができるか否かは、訂正請求に係る事項と願書に添付した明細書としての対比によって決められるべき事柄である記 は、明らかであるから、この判断に当たっては、単に、訂正請求に係る事項、並びに、 は、明らかであるから、この判断に当たっては、前正請求に係る事項、並びに、 は、明らかであるから、この判断に当たっては、前正請求に係る事項、並びに、 に添付した明細書とは図面に記載された技術的事項についても検討を加えた上で、 で、訂正によって、願書に添付した明細書とは図面に記載されているとはみる。 ができない技術的事項が付加されることになるか否かを、検討すべきである。

ができない技術的事項が付加されることになるか否かを、検討すべきである。 決定は、本件訂正につき、「「記録及び/又は再生装置」に限らず、テープ記録及び/又は再生装置」に限らず、テープ記録及び/又は再生装置」の一例として、 る。また、登録査定時の明細書には「記録及び/又は再生装置」の一例として、 「CDーROM再生装置」が記載されているが、「CDーROM再生装置」は「CDーROM再生装置」が記載されているが、「CDーROM再生装置」は「CDーROM再生装置」の上位概念ではないから、「ディスク記録及び/又は再生装置」の上位概念が存在し、の上で概念が存在し、の上で表して、 としまままます。」とした。 しかしながら、まず、本件登録実用新案の願書に添付した明細書の「記録び/又は再生装置」には、「CDーROM再生装置」を直接の理由によるできない。」(決定書2頁15行~3頁10行)との理由によるである。

しかしながら、まず、本件登録実用新案の願書に添付した明細書の「記録及び/又は再生装置」には、「ディスク記録及び/又は再生装置」が、「テープ記録及び/又は再生装置」等とともに、概念上含まれることは明らかである。から記録といれば、本件考案は、「記録及び/又は再生装置」が作りまったときのみに、スイッチ回路を通してバッテリからの電源電圧を第1の回路をいたときのみに、スイッチ回路を通してバッテリからの電源電圧を第1の回路をいたのようにスイッチ回路をスイッチング制御回路を設けることによりにあるようにスイッチ回路をスイッチング制御回路を設け、「テーとのおりにより前の待機時において、バッテリの電力消費を低減し、バッテリの事とであることが事を長くすることを目的とする考案であり、その技術的事項の内容は、「記録のよりであることが「ディスク記録及び/又は再生装置」であっても、とのような「ディスク記録及び/又は再生装置」であっても、適用が可能な汎用性のあるものであることが

めて明らかである。このような本件考案の技術的事項の内容に照らすと、上記訂正によって、実用新案登録請求の範囲を「記録及び/又は再生装置」と減縮する変更をしても、願書に添付した明細書は明白というべきであるから、同訂正は、新規な事項を付け加えることにはならないとするのが相当である。同訂正についての決定の判断は、訂正請求に係る事項につき、単にそれを示す語句と明細書の語句とを比較しただけで、それと願書に添付した明細書又は図面に記載された技術的事項との関係の検討をしないままになった。明細書又は図面に記載された技術的事項との関係の検討をしないままになれたものというべきであり、決定が、同訂正は、願書に添付した明細書又は図面に記載された技術的事項との関係の検討をしないままになれたものというべきであり、決定が、同訂正は、願書に添付した明細書又は図面に記載を示されたものというべきであり、決定が、同訂正は、アイスを根拠に本件訂正請求を斥けたのは、誤りであって、本件訂正については、改めて、その要件の有無を判断する必要がある。

(2) 以上によれば、決定には、根拠にできないものを根拠として本件訂正を斥けた誤りがあり、その誤りが決定の結論に影響を及ぼすことは明らかというべきである(以上に述べた本件考案の技術的事項の内容に照らすと、本件考案についての決定の判断は、訂正考案にそのまま当てはまる見込みが極めて大きいので、決定を取り消したとしても、特許庁が、訂正考案についての判断において、本件考案についての判断に用いられたのと同一の公知事実に基づいて、同一の判断をするに至るであろうことが当然に予想され、このような場合に、本件考案についての決定の認定判断に触れないままに、決定をいったん取り消さなければならないとするのは、不合理であるようにもみえる。しかしながら、裁判所が、訂正に関し、上記訂正事項がいわゆる新規事項の追加の禁止に反するか以外の点についての特許庁の判断を待つことなく、本件考案についての決定の認定判断を訂正考案についてのものであると仮定して、判断することはできないというべきである。)。

3 以上のとおりであるから、その余の点について判断するまでもなく、決定は、違法なものとして、取り消されるべきであることが明らかである。 第6 よって、審決を取り消すこととし、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法7 条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第6民事部

裁判長裁判官	Щ	下	和	明
裁判官	設	樂	隆	_
裁判官	阿	部	正	幸